

組合規約の改正（案）協議済み事項

項目	現行の規約	湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会（案）										
		改正規約（案）	改正内容および理由等	了承日								
1	組合名称 <b>第1条</b> この組合は、彦根犬上広域行政組合という。	下記のとおり改める。 <b>第1条</b> この組合は、彦根愛知犬上広域行政組合という。	新たに愛荘町が加入のため、名称を改める。表記順として自治体コード番号順とした。	H21第2回協議会 (h21. 9. 2)								
2	共同処理する事務とその表記 <b>第3条</b> 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。 <u>(1) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条第1項の規定に基づく火葬場の設置、経営および管理に関する事務</u> <u>(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2の規定に基づく一般廃棄物の埋立処分に関する事務</u>	下記のとおり改める。 <b>第3条</b> 組合は、次の表の右欄に掲げる関係市町の区分に応じ、それぞれ左欄に掲げる事務を共同処理する。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>共同処理する事務</th> <th>関係市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(1) 火葬場の設置および管理運営に関する事務</u></td> <td>彦根市 豊郷町 甲良町 多賀町</td> </tr> <tr> <td><u>(2) 最終処分場の設置および管理運営に関する事務</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(3) 新しいごみ処理施設の設置および管理運営に関する事務</u></td> <td>彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町</td> </tr> </tbody> </table>	共同処理する事務	関係市町	<u>(1) 火葬場の設置および管理運営に関する事務</u>	彦根市 豊郷町 甲良町 多賀町	<u>(2) 最終処分場の設置および管理運営に関する事務</u>		<u>(3) 新しいごみ処理施設の設置および管理運営に関する事務</u>	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	新たに組合に「新しいごみ処理施設設置および管理運営に関する事務」が事務移管されることから共同処理する事務に加えたもの。処理する事務の表記を簡素化し分かりやすい表記とした。事務によって関係市町が異なるため、表形式とした。	H20第4回協議会 (h21. 1.27)
共同処理する事務	関係市町											
<u>(1) 火葬場の設置および管理運営に関する事務</u>	彦根市 豊郷町 甲良町 多賀町											
<u>(2) 最終処分場の設置および管理運営に関する事務</u>												
<u>(3) 新しいごみ処理施設の設置および管理運営に関する事務</u>	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町											
3	事務所の位置 <b>第4条</b> 組合の事務所は、滋賀県犬上郡多賀町大字敏満寺10番地の63に置く。	下記のとおり改める。 <b>第4条</b> 組合の事務所は、滋賀県犬上郡豊郷町大字四十九院1252番地に置く。	事務量の増加により、現在の事務所が狭小となるため事務所を移転するもの。1市4町の利便性を考慮し位置を決定。	H21第2回協議会 (h21. 9. 2)								
4	新組合議員定数および関係市町定数 <b>第5条</b> 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、13人とし関係市町の定数は、次のとおりとする。 彦根市 7人 豊郷町 2人 甲良町 2人 多賀町 2人	下記のとおり改める。 <b>第5条</b> 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、19人とし関係市町の定数は、次のとおりとする。 彦根市 10人 愛荘町 3人 豊郷町 2人 甲良町 2人 多賀町 2人	新たに愛荘町が加入することから愛荘町の議員を加えるもの。議員定数については、3町との人口差を考慮し、愛荘町を3人とした。彦根市は従来の考えに基づき、過半数+1人の10人とした。	H20第3回協議会 (h20.10. 8)								
5	特別議決条文 なし	規約に以下の条文を新たに加える。 <b>第6条の2</b> 組合の議会の議決すべき事件のうち、関係市町の一部の市町に係るものの議決については、当該事件に関する市町の議会から選出されている組合議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。	新たに複合的一部事務組合となることから、関係市町の意思が尊重されるよう、特別議決条文を加えるもの。	H20第4回協議会 (h21. 1.27)								

再協議事項（1）

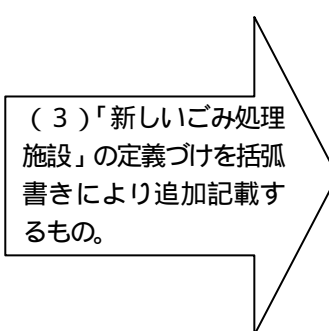
項目	現行の規約	改正案（今回提案）	改正理由
6	組合運営負担金 <b>第12条</b> 組合の経費は、関係市町の負担金、施設の使用料およびその他の収入をもって充てる。 <b>2</b> 前項に規定する関係市町の負担金の額は、関係市町の均等割、人口割を持って算出する。ただし、その割合等については、条例で定める。	下記のとおり改める <b>第12条</b> 組合の経費は、関係市町の負担金、施設の使用料およびその他の収入をもって充てる。 <b>2</b> 前項の関係市町の負担金は、第3条の表の左欄に掲げる事務の区分ごとに、同表右欄の関係市町が負担するものとする。この場合において、負担金の額は、次の各号に掲げる経費の区分ごとに、当該各号に定める方法により算出し、その割合等は、条例で定める。 <u>(1) 火葬場および最終処分場の設置および管理運営に関する経費 均等割および人口割</u> <u>(2) 新しいごみ処理施設の設置に関する経費 均等割および人口割</u> <u>(3) 新しいごみ処理施設の管理運営に関する経費 均等割、人口割および利用割</u>	第3条を表形式としたことから、共同処理する事務ごとに関係する市町が負担することを明記した。新しいごみ処理施設の管理運営経費については、循環型社会形成の構築に資する目的で「利用割」を導入することを明記した。

再協議事項（2）

2 共同処理する事務とその表記

<了済案（第3条の表）>

共同処理する事務	関係市町
(1) 火葬場の設置および管理運営に関する事務	彦根市 豊郷町 甲良町 多賀町
(2) 最終処分場の設置および管理運営に関する事務	
(3) 新しいごみ処理施設の設置および管理運営に関する事務	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町



<修正案（第3条の表）>

共同処理する事務	関係市町
(1) 火葬場の設置および管理運営に関する事務	彦根市 豊郷町 甲良町 多賀町
(2) 最終処分場の設置および管理運営に関する事務	
(3) 新しいごみ処理施設（関係市町が共同でごみ処理を行うために新たに建設する施設をいう。以下同じ。）の設置および管理運営に関する事務	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町